

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会
開 催 日 時	令 和 3 年 7 月 5 日 ( 月 ) 午後 6 時 から 午後 7 時 40 分 まで
開 催 場 所	Web 会 議 ( 枚 方 市 役 所 別 館 4 階 第 4 委 員 会 室 )
出 席 者	会 長 : 相 模 太 朗 副 会 長 : 服 部 純 子 委 員 : 武 田 重 昭、平 田 富 士 男、本 間 和 枝
欠 席 者	な し
案 件 名	(1) 会 長、副 会 長 の 選 任 に つ い て (2) 委 員 会 の 運 営 に つ い て (3) 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 候 補 者 選 定 に つ い て ① 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 の 概 要 及 び 管 理 運 営 状 況 に つ い て ② 特 定 と す る 理 由 に つ い て ③ 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 指 定 要 項、基 本 仕 様 書 に つ い て ④ 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 選 定 基 準 に つ い て (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他
提 出 さ れ た 資 料 等 の 名 称	資 料 1 諮 問 書 ( 写 し ) 資 料 2 委 員 名 簿 資 料 3 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 の 施 設 の 概 要 及 び 管 理 運 営 状 況 に つ い て 資 料 4 特 定 と す る 理 由 に つ い て 資 料 5 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 指 定 要 項 ( 案 ) 資 料 6 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 管 理 運 営 業 務 基 本 仕 様 書 ( 案 ) 資 料 7 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 選 定 基 準 ( 案 ) 資 料 8 枚 方 市 都 市 公 園 条 例 資 料 9 枚 方 市 都 市 公 園 条 例 施 行 規 則 資 料 10 枚 方 市 審 議 会 等 の 会 議 の 公 開 等 に 関 す る 規 程 ( 抜 粋 ) / 枚 方 市 情 報 公 開 条 例 ( 抜 粋 ) 資 料 11 枚 方 市 公 の 施 設 に お け る 指 定 管 理 者 の 指 定 の 手 続 等 に 関 す る 条 例 資 料 12 枚 方 市 公 の 施 設 に お け る 指 定 管 理 者 の 指 定 の 手 続 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 資 料 13 地 方 自 治 法 ( 抜 粋 ・ 第 244 条 の 2 ) 資 料 14 第 2 回 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 プレゼンテーションについて
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枚 方 市 鏡 伝 池 緑 地 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 の 会 長 に 相 模 委 員、副 会 長 に 服 部 委 員 を 選 任 す る こ と を 決 定 し た。</li> <li>・ 会 議 は 非 公 開、会 議 録 は 作 成 の 上、本 委 員 会 の 答 申 後 に 公 開 す る。</li> <li>・ 委 員 会 へ 提 出 さ れ た 資 料 は、本 委 員 会 の 答 申 後 に 公 開 す る。た だ し、資 料 2 は 第 1 回 の 本 委 員 会 終 了 後 に 公 開 す る。</li> <li>・ 指 定 要 項 ( 案 )、基 本 仕 様 書 ( 案 )、選 定 基 準 ( 案 ) に つ い て、会 長 一 任 と し た。( 委 員 会 後 に 原 案 ど お り 確 定。 )</li> </ul>

	・プレゼンテーションの実施方法について決定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	土木部 みち・みどり室

審 議 内 容
<p>(開会 午後6時) (事務局)</p> <p>それでは、第1回枚方市鏡伝池緑地指定管理者選定委員会を開会します。 本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、本日、本委員会に対し枚方市長から諮問書が提出されております。 皆さんにも、資料1として、その写しをお配りしております。 本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議、答申していただくために設置した委員会でございます。</p> <p>本日を第1回とし、答申いただくまで全2回、審議いただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。</p> <p>それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。 本日の資料は、資料1から資料14、参考資料1から参考資料4となります。よろしいでしょうか。</p> <p><u>案件(1) 会長、副会長の選任について</u> (事務局)</p> <p>それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。</p> <p>まず、案件(1)「会長、副会長の選任について」ですが、 本委員会には、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。</p> <p>事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」を確認)</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、会長に相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。</p> <p>それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは会長、よろしく願いします。</p>

(会長)

ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。  
本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市鏡伝池緑地指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。  
会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。  
以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

(副会長)

ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは以降は、相模会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 案件（２）委員会運営について

(会長)

まず、案件（２）「委員会運営について」、を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公表・非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと思いますと考えております。

資料 10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第 3 条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第 2 項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第 3 条の（２）、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、資料 10 の 3 ページ目をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第 5 条第 6 号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料 10 の 2 ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成について、でございますが、規程の第 6 条第 4 項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A 委員、B 委員、C 委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料について、でございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第 5 条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に、公表する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿について、でございますが、資料 2 をご覧いただけますでしょ

うか。委員名簿につきましては、情報公開を進めている今日的状況から、本市では、公表している現状がございますことから、事務局としましては、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表後、申請者が委員に接触する問題が生じる可能性があります。接触した場合は、失格とする要件を指定要項に設定したいと考えております。以上でございます。

(会長)

事務局から委員会の公開などに関する説明がありましたが、委員の皆様からご質問やご意見などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見なし)

(会長)

特にございませんか。それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料などは、本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし委員名簿については、資料2の氏名、職業については公表するというごことでご異議ないでしょうか。

(「異議なし」を確認)

(会長)

ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。次に、委員会の日程などについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

参考資料1「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をご覧ください。

本委員会につきましては、2日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1回目として、④施設の概要及び管理運営状況、⑤特定とする理由について、ご説明をさせていただきます。

その後、⑥指定要項、仕様書の(案)について、ご説明をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

⑦選定基準の決定につきましては、指定要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を審査いただく際の考え方を示したものでございます。

次に、⑧プレゼンテーションの実施方法について、でございますが、次回の委員会で予定しています。申請団体へのプレゼンテーションの実施方法について、ご確認をいただきたいと考えております。

なお、資料には記載しておりませんが、本日の委員会で、指定要項(案)等をご確認いただき、本市において、その内容を確定し、申請団体に事業計画書等の提出を求めるとしております。事業計画書等につきましては、提出され次第、委員の皆様にお届けしますので、お手数をおかけしますが、次回、第2回の委員会までの間に、内容のご確認をいただきますようお願いいたします。

次に、第2回目の委員会では、①申請団体のプレゼンテーションの実施を経まして、②としまして、当該申請団体が指定候補者として適当かどうか、合議・答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

参考資料2「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。

まず、1. 指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成

15年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、19施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。

本委員会の諮問対象である「枚方市鏡伝池緑地」の選定内容について、記載しております。

資料の上段の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、鏡伝池緑地の施設における選定内容を、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。

まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「特定」することとしております。「特定」とは、公募を行わず、あらかじめ定めた相手方を指定管理者としようとするものでございます。本市では公募による選定を原則としておりますが、公募を行わないことについて条例で定める理由がある場合に、例外的に、特定による選定を行っているものでございます。

また、指定管理期間につきましては、1年間としております。本市では指定管理期間を原則5年間としておりますが、今回の選定は、その例外的取り扱いとなります。

例外的取り扱いとする理由につきましては、のちほど、詳細をご説明いたします。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、5年前に、枚方市鏡伝池緑地の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問やご意見等はございませんか。いかがでしょうか。

(意見なし)

(会長)

特にないようですので、それでは、次の案件に移ります。

### 案件（3）枚方市鏡伝池緑地指定候補者選定について

(会長)

案件（3）の①「枚方市鏡伝池緑地の概要及び管理運営状況について」を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。

資料3「枚方市鏡伝池緑地の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。

1. 施設の概要について、所在地、開設年月日、施設概要につきましては、記載のとおりで、面積は約2.9haとなっております。園内には、管理事務所、芝生・遊具広場、花しょうぶ園やせせらぎ水路などがございます。

(2) 現行の指定管理者は、京阪ひらかたみどりグループです。

2ページをご覧ください。

令和2年度の入園者数は64,762人となっております。

3ページをご覧ください。

収支状況についてですが、①収入は、本市が指定管理者へ支払っている指定管理料です。また、②支出は、施設運営の支出額を記載したものです。

次に、4ページをご覧ください。

この指定管理者管理運営評価表（令和元年度実績）を添付していますが、こちらは、現行の指定管理者に対し、毎年、実施しているもので、施設の管理運営、市民サービスの向上、透明性の確保を図るため、指定管理者選定時において事業者から提案のあった事業計画書の確認事項の履行状況について、指定管理者自らによる一次評価、市による二次評価及び総合評価を行い、その結果をホームページ等で公表しています。

今回は、特定ということで、現行の指定管理者が適正に施設の管理運営をしていることをお示しするために添付しており、資料3の最後の15ページに記載しておりますとおり、評価の平均点が3.3となっており、事業計画に即した適切な管理運営を行っているものと評価しております。詳細につきましては、後ほど、ご覧いただければと思います。

以上、資料3 についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問やご意見等はございませんか。

(A委員)

今ご説明いただいた指定管理者管理運営評価表について確認させていただきたいのですが、評価の欄に数字が入っていると思うのですが、それぞれ1～5の評価の基準があれば教えていただきたいのが1点と、今回お示しいただいたのが令和元年度の実績なのですが、令和2年度の運営実績がどのようになっているのか教えてください。

(事務局)

まず、5段階評価の内容については、確認させてください。また、令和2年度の実績については、調整中のため、現時点でお示しできない状況です。ですので、現時点で最新である令和元年度の実績を今回提示させていただいています。

(A委員)

運営評価表の最後、総合評価のところ、令和元年度の場合ですと、市民ニーズに合ったみどりの拠点としての役割が果たされることを期待しますと書いてあり、SNS等での市民への認知度の向上が課題ということが書かれてますが、このあたりが令和2年度になってどのような対応がされたのかということや、引き続きどのような課題があるのかということについて、何かお示しいただける範囲でお示しいただけると幸いです。いかがでしょうか。

(事務局)

令和2年度はコロナの影響があり、通常の運営ができない状況が一部あり、そういった時にも、現地に来ていただけない方においても、色々な緑地での取り組みについてSNS等で発信するなど、検討いただけるよう令和2年度の運営評価の内容を調整しているところです。実績としては、令和2年度のSNS等更新頻度は令和元年度より上がっており、指定管理者の対応も向上していると判断し、令和2年度の運営評価表を現在調整しているところです。

また、先程説明できていなかった、運営評価表の5段階評価の基準について、説明いたします。5段階評価で5が一番高い評価となっており、指定管理者による一次評価については、5が「計画以上に独自の新たなサービスを提供した管理運営を行うことができた。」、4が「計画以上の良好な管理運営を行うことができた。」、3が「計画どおりの適正な管理運営を行うことができた。」、2が「努力したが、一部計画どおりの管理運営を行うことができなかった。」、1が「改善等の指導を受け、結果的には改善努力が足りなく計画どおりの管理運営を行うことができなかった。」となっており、市が行う二次評価については、5が「独自の新たなサービス

を提供し、特に良好な管理運営を行っている。」、4が「良好な管理運営を行っている。」、3が「適切な管理運営を行っている。」、2が「一部改善は必要であるが、概ね適切な管理運営を行っている。」、1が「一部不適切な管理運営が行われている。」となっております。

(C委員)

シートの評価では、2の評価はなくて、3, 4となっているんですけども、例えば植物管理や緑化相談等について、市が見られてきて問題点や課題はなかったのでしょうか。

(事務局)

植物管理については、園内全般について良好な管理を行っていました。植物管理以外の相談業務等についても、随時有資格者を園内に従事させるといった対応が取られており問題はないと判断しています。

(B委員)

令和2年度の運営評価については、現在調整中とのことでしたが、次回の委員会までに評価を知ることはできるのでしょうか。

(事務局)

8月の委員会時点では公表されていない状況です。

(B委員)

3月に業務が終わっているのですが、公表されていなくても確認させてもらうことはできないのでしょうか。今回、特定であり、1年延長するだけですので、1年の事業計画をたくさん書いてもらってもしょうがないのではと思います。現在の運営が適切かどうかを今までの実績から判断すれば良いのであって、1年のために指定候補者にたくさんの書類を書かせるのはどうかと思います。この4年間ちゃんとやってきた部分を確認し、改善すべきことを改善するように約束させることで問題ないのではないのでしょうか。

(事務局)

公表前ですが、可能な範囲で令和2年度の運営評価をお示しさせていただきます。

(会長)

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

(特になし)

(会長)

それでは次に、案件(3)②「特定とする理由について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。

資料4「特定とする理由」をご覧ください。

まず、特定しようとする指定候補者につきましては、現指定管理者であります京阪ひらかたみどりグループでございます。

次に、特定とする合理的理由といたしまして、鏡伝池緑地は、市民が「花や緑にふれあうことができる場」として、緑化の啓発や促進を行う専門性の高い施設であり、花しょうぶ園に代表される水生植物をはじめ、高度な維持管理技術を必要とする多種多様な植物が生息しています。また、より効率的・効果的な維持管理の実現に向け、指定管理者制度を導入している他の都市公園の次期指定管理者の選定時期に合わせ、一体的な管理運営について検討を行う可能性があることから、次期指定管理の期間を1年とするものです。

このような鏡伝池緑地の次期指定管理者について、公の施設として安定的な管理運営を継続して行う必要があることから、「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」第2条第3項第3号及び第5号の規定に基づき、公募によらず現在の指定管理者である「京阪ひらかたみどりグループ」を指定候補者として特定するものとしています。

今回の選定につきましては、現行の指定管理者と1年間の特定となりますことについて、少し、ご説明させていただきます。

資料11枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例をご覧ください。

まず、2ページをご覧ください。第4条第1項により、指定候補者を選定していただくのですが、1ページにお戻りください。第2条第3項に非公募の選定とすることができる条件を定めております。今回の鏡伝池緑地における指定管理者の選定は、第3号の専門的な知識及び個別的な経験を要する指定施設の管理を、現に当該指定施設の指定管理者である団体に引き続き行わせることが適当であると認める場合及び第2条第3項第5号の特別の理由があると認められた場合に該当すると考えております。

恐れ入りますが、もう一度、2ページをご覧ください。

第4条第2項の非公募、すなわち、特定の1年間であっても、同条第3項の規定により選定委員会の意見を聞かなければならないと条例で定めており、今回の鏡伝池緑地においても選定委員会を設置し、市の要求事項を満たしているかについて審議・答申をいただき、本市において指定の手続きを行うこととしておりますので、何卒、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、資料4 についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様から何かご質問やご意見、ございませんか。

(意見なし)

(会長)

それでは、次に移ります。案件(3)の③「枚方市鏡伝池緑地指定管理者指定要項、基本仕様書について」を議題とします。本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料5「枚方市鏡伝池緑地指定管理者指定要項(案)」及び資料6「枚方市鏡伝池緑地管理運営業務基本仕様書(案)」について、ご説明いたします。

指定要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が、施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等をいただき、本市におきまして、内容を決定し、申請に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

それでは、資料5「枚方市鏡伝池緑地指定管理者指定要項(案)」をご覧ください。

1ページの1. 対象施設は、表の記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。「2. 業務の範囲及び内容」は、(1)から(9)までを定めております。後ろに(※)印のある業務は第三者に全部又は一部を委託することはできないものとしています。

3ページをご覧ください。「3. 管理の基準」では、関係法令の遵守及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めてまいります。次に「4. 指定の期間」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。次に「5. 提案上限額」につきましては、46,706,000円です。

詳細につきましては、参考資料3「枚方市鏡伝池緑地 指定管理料 上限額の考え方」をご覧ください。指定管理料の上限額の考え方についてですが、人件費と施設の管理運営費の総

額としております。まず、人件費については、事業者ヒアリングに基づき、責任者、副責任者、スタッフの人件費を算出し計上しています。なお、人件費の算定した5年前に比べて、大阪府の最低賃金が約10%程度、上昇しておりますがその金額も見込んでおります。

次に、委託費については、清掃、設備保守管理、保守警備、水路清掃など、令和元年度委託料の実績に基づき算出し計上しています。光熱水費についても、令和元年度の実績に基づき算出し計上しています。事務費については、令和元年度の実績と合わせ、感染症対策に必要な費用を計上しています。

修繕費については、年間の修繕費として100万円計上していますが、実績に応じて毎年度末にあまった場合は精算するものとしています。

催事費、原材料費、通信運搬費、その他については、令和元年度の実績に基づき算出し計上しています。

その合計としまして、令和4年度の提案上限額を、46,706,000円といたしました。

恐れ入りますが、資料5「指定要項（案）」の3ページにお戻りください。

「6. 公園施設設置の取り扱い」ですが、敷地内に3台設置しています自動販売機は、本市で設置者を公募し、使用料も本市の収入となっております。自動販売機に係る光熱水費は指定管理者が一括で支払ったうえで、その実費相当分を設置者から徴収することを記載しております。

5ページをご覧ください。「7. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」、「8. 備品等管理区別一覧表」につきましては、記載のとおりです。「9. リスク分担」につきましては、18ページに別表2として「リスク分担表」を記載していますので、後ほどご参照ください。なお、リスク分担表に見込まれていないリスクが発生した場合は、市と指定管理者とで別途協議すること、としています。

続きまして、「10. 提案にあたっての要求事項」についてご説明します。

提案にあたっては、指定要項、基本仕様書、関係法令等に定める事項を満たす内容であることを前提としたうえで、表の1から35までの要求事項を達成するための必須事項として挙げております。

次に、6ページをご覧ください。「11. 指定管理者に付与する権限」は、使用の許可に関する権限等を記載しています。

次に、「12. 経理に関する事項」ですが、使用料金や口座の管理、指定管理料の支払いなどについて記載しています。

7ページの「13. 申請団体の資格」は記載のとおりでございます。8ページの「14. 指定管理者の義務」、については、公平かつ公正な施設利用、秘密保持義務、労働関係法令の遵守等を求めています。

10ページをご覧ください。「15. 提出資料」、(2) 事業計画書ですが、先ほどご説明しました「10. 提案にあたっての要求事項」について、具体的に申請団体より提案内容を記入していただきます。表に記載のとおり、枚数制限を定めています。

他につきましては、記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。「16. 複数の法人が構成するグループで申請する際の留意事項」を記載しています。「17. 申請書受付」は、令和3年7月6日～7月20日までの期間と考えております。

「18. 選定」については、選定方法やプレゼンテーション実施日を記載しております。また、(5) 留意事項では、申請団体は、本選定委員に対し、本件申請について接触することを禁止している旨を記載しております。

13ページをご覧ください。「19. 感染症対策」については、今回より新たに追加されている内容となります。感染予防対策や感染拡大時の対応について記載しております。

「20. 指定について」から「24. その他」については、記載のとおりとなっております。

申請の際の参考となるよう、16ページ以降に別表として、備品・物品等一覧表、管理運営状況一覧表、施設の使用状況、過去3年の収支状況などを添付しております。

以上、簡単ではございますが、資料5「枚方市鏡伝池緑地指定管理者指定要項（案）」についての説明とさせていただきます。

次に、資料5 指定要項の次に添付しております、【別紙1】事業計画 要求事項一覧について、補足説明させていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているもので、内容としては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が施設の管理運営において求める要求項目、要求事項を記載しており、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。

委員の皆さんにご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものですが、審査のご参考にしていただければと考えております。また、この別紙1の内容は答申後、ホームページで公開する予定でございます。

続きまして、資料6「枚方市鏡伝池緑地管理運営業務基本仕様書（案）」をご覧ください。この基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容とその範囲を示すもので、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

1 ページでは「1. 指定期間」、「2. 業務の対象施設」を、2 ページでは「3. 管理運営業務の内容」として、9項目で構成する管理運営業務の内容を記載しております。3 ページには「4. 業務実施方針」、「5. 関係法令等の遵守」を、4 ページでは「6. 業務実施体制」としまして、業務実施に必要な人員の配置、統括責任者を中心とする業務体制を求めることや、副総括責任者、園芸技術員、事務イベント担当員及び花と緑の相談員の職務や資格等について記載しております。

5 ページの「7. 自主事業の推進」では、利用者サービスの向上に寄与する自主事業を推進し、物品販売等の自主事業も可能としております。

6 ページの「8. 安全管理」、「9. 監督官公署等への提出書類」、「10. 対外折衝」、7 ページの「11. 各種報告・文書管理」、「12. 個人情報保護」、「13. 不可抗力への対応」、「14. 指定管理期間の終了」、8 ページの「15. 引継ぎ」、「16. その他」については記載のとおりでございます。

続きまして、9 ページから 17 ページにかけて記載している枚方市鏡伝池緑地における業務要求事項についてご説明します。9つの業務の要求事項をもって構成しております。

「(1)一般管理業務」では、指定管理者の許可権限と有料施設の利用料金の徴収、施設運営計画の作成、事務所受付として総合案内や許可申請、苦情要望への対応、感染予防対策などを記載しております。

10 ページの「(2)施設管理業務」では、管理棟の管理、植物管理として樹木管理、除草芝刈、園内清掃などに加え、花壇管理・花苗育成などの年間植え替え回数や遊具の安全点検・保守管理、また鏡伝池の水質管理等を実施することとしております。

12 ページの「(3)特殊植物管理業務」では基本的な事項として、年間管理計画書を作成し、植物管理を行う主な作業にあたっては、専門的な園芸技術員を常駐させることとし、花ショウブ園の年間管理とあわせ、スイレン園や日本さくら草の育成管理を適切に実施することとしております。

14 ページの「(4)施設運営管理業務」では、花と緑の相談窓口の業務内容を明確に示し、催事や講習会・研修会また展示会の内容や開催回数について充実を図っております。

15 ページの「(5)広報PR、情報収集」では多様な情報発信を行い、16 ページの「(6)建築設備等保守管理業務」では建物施設の保守管理や各種設備の保守点検を義務付けております。

「(7)保安警備業務」については、園内の巡回警備以外にイベント開催時は臨時駐車場を設け、交通整理員を適切に配置いたします。

「(8)市・関係機関等と連携業務」では、依頼による施設見学の対応や他行事との連携を、17 ページの「(9)その他必要な管理運営業務」では事業報告書の作成やモニタリングの実施を記載しております。

また、より詳細な仕様内容につきましては、基本仕様書を補足するため①から⑨までの各種

業務仕様書を 19 ページ以降において添付しておりますので、ご参照ください。

簡単ではございましたが、資料 6 「枚方市鏡伝池緑地管理運営業務基本仕様書（案）」についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問やご意見などはございませんか。

(A 委員)

今回の提案上限額が 4,670 万円ということで、令和元年度の実績を基に算出したと説明がございましたが、令和元年度実績が 4,230 万円とあり、差額が 450 万円程かと思えます。先程参考資料 3 で説明があったところでいくと、人件費が 10%上がっていることと感染症対策費と修繕費が計上されたというあたりがこの差額になるということでしょうか。

(事務局)

人件費が 320 万円程度、感染対策費は 2 万円程度、修繕費については、15 万円程度増額している。その他実績ベースに項目を整理しており、多少の増減があります。

実績の表の人件費が税抜きとなっており、ズレが生じています。分かりにくく申し訳ありません。

(A 委員)

修繕料の取扱いについては、どのような対応となるのでしょうか。

(事務局)

資料 5 の 7 ページに修繕費の取扱いという項目に記載されています。日常点検の結果等から修繕が必要なものについて対応するもので、管理業務に含む内容となります。

(C 委員)

今回の要項や仕様書について、感染症対策の記載以外で変更点はありますか。

(事務局)

感染症対策の追加以外に関して、仕様の変更はありません。

(C 委員)

人員配置について、同じということですが、現在の人員配置について、市として問題はなかったとご判断されているということでしょうか。

(事務局)

問題ないと考えています。

(C 委員)

仕様書に相談員は常時 1 人以上従事することとなっており、常駐するということを意味しているのでしょうか。

(事務局)

2 名の交代制ではあるが、施設内で従事する体制となっています。

(C 委員)

施設に行った際、事務所、資料室、展示室には人がおらず、入口に不在の場合は電話をして

くださいと電話番号が掲載されている状況でした。人が足りないということではないのですか。緑化推進において、行った時に人がいないというのは問題があると思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

不在の場合は電話をしてもらうことで対応している状況は把握しています。これまでの相談対応について、苦情等もなく運営上問題がないものと判断しました。

(C委員)

私が行った時がたまたまだったのかもしれませんが、危機管理を考えると事務所に誰もいないというのはどうかと考えました。

(事務局)

他の業務を支援することを記載させていただいていますが、現状管理の対応も含めいい方法を検討します。

(C委員)

人員の節約や業務の効率化もあるのだと思いますが、確認させていただきました。

(B委員)

2点ありまして、1点目が申請者の書類の提出を最低限にしてほしいということです。前回提出した書類からこの1年のためにどこが変わったのかが分かるよう、そこだけ書いたものでいいのではないのでしょうか。申請書類の中で、登記等の資料提出を求めています、特定しているのにわざわざ出してもらうのは、申請者もコストがかかります。そういう内容はできるだけ削除して、どこが変わったのか、どこを改善したのか、どのようにレベルアップしようとしているのか、この1年でどこを頑張ろうとしているのか、というのを見え消しでもいいので出してもらった方が審査の連続性の意味でもいいのではないのでしょうか。

それから、今回相手方を特定する訳ですが、特定した後、相手に情報はどのように伝わるのでしょうか。市長名で協議を行うのか、協議ではなく、指定要項を公開して、それを確認して相手方が知ることになるのでしょうか。この要項は公表せず相手方に協議することになるのか、どういう流れになるのか教えてください。

確認の趣旨として、提出様式として指定申請書があるのですが、これは公募の際のもので、特定の際は違うものになるのではと思いました。そのあたりが分かりにくいので、教えてください。

(事務局)

1点目については、内部調整する時間をいただき、検討した結果を改めて回答いたします。

(B委員)

登記資料の提出の件等、相手に不要なことでコストをかけさせることは極力避けるべきではないのでしょうか。

もちろん会社名が変わった等があれば提出は必要です。

前回申請時より、こういうところが変わった、改善した、レベルアップしたということがあれば、そこは記載してもらい、今までやってきたところというのは、運営評価によって確認できるものであって、C委員の指摘はあったものの市として、現状の指定管理者の管理運営状況を評価しているわけなので、それをそのまま続けてもらえれば基本的には問題ないのではないのでしょうか。そういったところを我々としては審査したいと考えています。

(事務局)

ご意見を踏まえ検討し、回答させていただきます。

2点目に関しては、選定基準に係る部分もあることから、次の議題で議論いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(B委員)

わかりました。

(会長)

この件については、本日中の回答が難しいと思いますが、会長一任ということで進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

それでは本件につきましては、会長にご一任いただき、事務局と調整の上、委員の皆さんにご報告いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは次に、案件(3)の④「枚方市鏡伝池緑地指定管理者選定基準について」を議題とします。本件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、選定基準について、ご説明します。資料7「選定基準(案)」をご覧ください。

この選定基準は、指定要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様指定候補者を評価いただくための基準となるものでございます。

まず、「1. 指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方」については、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、「2. 選定委員会の審議体制」については、記載のとおりでございます。

次に、「3. 審議の方法」については、申請団体より提出された事業計画書等の確認・調査を行い、申請団体を指定候補者とすることが適切か、合議により決定いただく旨を記載しております。

次に、「4. 選定結果の公表」については、申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、2ページをご覧くださいまして、「5. 選定委員会における審議の内容」について、ご説明します。

まず、「(1) 内容審査」については、特定により指定候補者を選定いただく本施設につきまして、申請団体から提出のあった事業計画書の提案内容等が、市民サービスの向上につながるものかどうか、本市の要求項目を満たしているか、また、条例・規則に沿ったものとなっているかどうかについて、専門の見地から調査・審議いただき、事業者の提案内容に対する評価を行っていただくこととしております。

その内容審査の項目につきましては、資料3ページ以降に「事業計画に関する内容審査」ということで、表形式で記載をしております。

この表中に記載をしております「要求事項」の内容につきましては、本市が当該施設の管理運営において、申請団体に求める事項でございまして、文言の内容は、先ほどご審議いただきました指定要項に記載しております「提案に当たっての要求事項」と同様となっているものでございます。

なお、特定(非公募)により行います本施設の選定につきましては、公募による指定候補者の選定とは異なり競争性がないことも踏まえまして、選定要件であります、本市の要求事項の内容が充足されているかについて、ご確認いただいております。

以上、資料7についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました選定基準の内容につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見は

ございませんか。

(B委員)

事業計画の内容審査の表について、前回審査の際と内容はほぼ変わらないということでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(B委員)

これまでの4年間の管理運営を踏まえて、これからの1年をどのようにされるのかを書いてもらった方がいいのではないのでしょうか。前回と一緒にであれば、すでに前回で審査済みなので、改善点分かるようにしていただければと思います。

(会長)

他の委員の皆様、先程のB委員からのご意見についていかがでしょうか。

(A委員)

B委員がおっしゃる通りの進め方の方が明確だと思います。B委員はどう改善するかというところを重視されているところですが、ひょっとすると今まで通りと同等としないものもある可能性もあるので、それぞれ分かるような資料を出していただいて判断できればいいのではないのでしょうか。

(B委員)

A委員がいう通り、下げるところがあってもいいと思います。やはり、前回申請時よりどこが変わったのか、どう改善されたのかというのが分かるようにしてほしいです。

(会長)

改善点は評価の要素として必要だと思いますが、経営環境の変化や、コロナの影響による社会情勢の変化等、前回通っているからそのまま通るというわけでもないと思います。そのため、改善点も1つの要素として捉え、改善点だけで判断するというのは危険ではないかと考えます。

(C委員)

要求事項というのは前回と同じということですが、この要求事項を変更することは考えていないということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(C委員)

要求事項の植物管理で、花壇管理及び花苗育成を計画的に実施することについて、提案されていること。とあり、運営評価の事業計画では10,000株の花苗育成が記載されており、何株作ったか数値化を市が評価の方で求めています。これは、やる方は大変だし、効果としてどうなんだろうかと思います。もっと別の方法で楽になり市民の皆さんも喜ぶ方法を考えるべきではないのでしょうか。今回の1年については問題ないと思いますが、場所も限られている中でなぜこれほど花苗を育成しなければならないのかと思いました。

(事務局)

来年度選定時の項目について考慮するよう、検討します。

(会長)

事務局として、B委員の意見について、どう考えていますか。

(事務局)

改善点のみという評価でいくと、特定とは言え、総合的に判断するとなっていることから、一定全体の事業計画書からの判断が必要と考えています。

(B委員)

確かに改善点だけ書かれると分かりにくい部分もありますので、当初の事業計画書のほとんどの部分が前回と同様となると思うが、今回申請に当たり変わった部分分かるようにしていただけるとありがたいです。

(会長)

その点について、事務局としていかがでしょうか。

(事務局)

資料 5-1 としてお示している事業計画の要求事項一覧で変わったところが分かるような形にしたいと思います。

(会長)

B委員、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

(B委員)

私としては、今回の提案に当たって、これまでの実績を踏まえて、改善しようとしているポイントを明らかにしてもらえるとありがたいです。

(会長)

事務局に確認ですが、こちらは今の内容で本日原案修正とするか、会長一任としますか。

(事務局)

先程のB委員の回答と関係してくる内容であることから、会長一任としていただければと思います。

(会長)

分かりました。では、本件については、本日の会議では確定しづらい部分もございますので、本件の取扱いについては、会長にご一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)

それでは本件につきましては、会長にご一任いただき、事務局と調整の上、委員の皆さんにご報告いたしますので、よろしく申し上げます。  
それでは次に移ります。

#### 案件（４）プレゼンテーション実施方法について

(会長)

案件（４）「プレゼンテーション実施方法について」を議題とします。  
事務局から、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明します。資料 14「第 2 回枚方市鏡伝池緑地指定管理者選定委員会 プレゼンテーションについて」をご覧ください。

まず、日時でございますが、8 月 4 日 水曜日、午前 10 時から、場所は、枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室でございます。恐れ入りますが、今回は Web ではなくご参集いただいたの開催となります。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、委員の皆様には、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただきます。その後、別室で待機されている申請団体に、この会場へ入っていただいておりますかと考えております。

プレゼンテーションの時間でございますが、準備の時間を除いて 10 分間、また、プレゼンテーション後に委員の皆様から申請団体に対し、15 分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、所管課への質疑等を行っていただいた後、合議・答申へとお進めいただいておりますかと考えております。

事務局としては、当日の委員会全体で、1 時間程度と考えております。説明は、以上です。

(会長)

ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆様、ご意見などいかがでしょうか。

(意見なし)

(会長)

特にご異議もないようですので、次回、第 2 回の委員会で、事務局からの説明のとおりプレゼンテーションを行うということにいたします。

次に、(5)「その他」の事項について、事務局から説明をお願いします。

#### (5) その他

(事務局)

その他として、参考資料 4「確認メモ」等について、ご説明をいたします。

先ほども申しあげましたとおり、本日の委員会が終わりましたら、指定要項や基本仕様書に即して、申請団体が事業計画書等を提出してまいります。それを次回、第 2 回の委員会に先立って、委員の皆様にお届けをさせていただきますが、ただいまご覧いただいている「確認メモ」は、その申請団体の事業計画書の内容をご確認いただく際の補助資料としてご活用いただいておりますかと考えているものでございます。

内容としましては、先ほどご説明しました(別紙 1)事業計画書 確認事項一覧と同じものを載せておりました、それに「確認メモ」欄を加えたものでございます。

ご審査をいただくにあたりまして、申請団体の事業計画書が、それぞれ本市の求める要求事項を満たしているかどうかについてご確認いただくとともに、お気づきになられた点や評価すべき点、また、プレゼンテーションで確認すべき点などを一番右の列の「確認メモ」欄にご記入いただくなど、ご活用いただければと存じます。

また、次回の委員会で合議・答申いただきました後に、委員の皆様から、施設の選定にあたっての評価コメントを書面に記載していただき、事務局まで送付いただきたいと考えておまして、この「確認メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。

以上、参考資料 4 についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から、ご質問、ご意見ございませんか。

(意見なし)

(会長)

それではその他、事務局から連絡事項等はございますか。

(事務局)

繰り返しになり、申し訳ありません。

次回の選定委員会でございますが、8月4日 水曜日、午前10時から、市役所別館4階の第2委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、WEBによる開催にさせていただく必要性が出てくる場合もございます。こうした際には、委員の皆様にご意向をお聞きした上で、開催方法を変更させていただく場合もございますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、本日お配りしている紙の資料については、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、申請団体から提出された事業計画書等を委員の皆様にお届けします際、着払い伝票を同封いたしますので、事業計画書とともに本日の資料を、事務局まで郵送いただいても結構でございます。また、郵送の際は、必ず、第2回会議の前日までに事務局へ到着するようよろしくお願いいたします。以上でございます。

(B委員)

一点確認させてください。特定の場合、相手方には、正式にどのようにして特定されて、申請をするということを知ることになるのでしょうか。

(事務局)

本日のご意見を踏まえて指定要項等を確定したうえで、指定候補者に資料を送付しお知らせします。

(会長)

他に何かございませんか。

以上で、本日の日程は全て終了しました。第1回枚方市鏡伝池緑地指定管理者選定委員会を閉会します。委員の皆様には本委員会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(閉会 午後7時40分)